

您好 神奈川

日本神奈川県

かながわ
こんにちは神奈川

2014年 冬季刊 第2号 (第23期)

こんにちは神奈川

検索

<http://www.pref.kanagawa.jp/mlt/f4010/p11919.html>

—「こんにちは神奈川」は、神奈川県が提供する外国籍県民向け生活情報紙です—

—“您好神奈川”是神奈川県面向外籍县民提供的生活信息刊物—

公立高校へ入学を希望する外国籍の人、または日本国籍を取得して 間もない人のための募集 (在県外国人等特別募集) について 面向希望进入公立高中学习的外籍学生、或刚刚取得日本国籍者的招收 (县内外国人等特别招收)

●在県外国人等特別募集とは

外国籍の人、日本国籍を取得して間もない人が公立高校を受検する際に、日本人の受検者とは別の定員枠で受検することができる制度です。

●志願資格：次の①、②、③のすべてにあてはまる人

- ① 2015年4月1日現在で15歳以上の人
- ② 保護者とともに県内に在住し(定時制は本人のみ在住または勤務先が県内可)、2015年3月31日までに中学校を卒業または卒業見込の人
- ③ 外国籍を持っている人(難民として認定された人を含む。)または日本国籍を取得して3年以内の人で、いずれの場合も、入国後の在留期間が2015年2月1日現在で通算3年以内の人
※ 海外の中学校(学校教育における9年の課程)の出身者は、県教育委員会から志願資格の承認を受ける必要があります。
※ 2014年12月5日(金)の志願者説明会で、必要な書類を配り、くわしい内容を説明します。できる限りご参加ください。
保土ヶ谷公会堂(星川駅北口徒歩3分)14時～
通訳有(中国語、タガログ語、スペイン語など 応相談)

●検査内容：外国語(英語)、国語、数学の3教科と面接

※学力検査の問題文はルビ(漢字のふりがな)付きです。

●募集校：

- 【全日制】県立：鶴見総合・神奈川総合・平塚湘風・相模原青陵・橋本・有馬・座間総合・愛川
横浜市立：横浜商業
- 【定時制】県立：相模向陽館(午前部・午後部)

※これらの高校では、日本語を修得するための授業や個人の状況に応じた個別対応の授業などのサポートを行っています。

- 日程：出願期間 2015年1月28日(水)・29日(木)・30日(金)
志願変更期間 2月4日(水)・5日(木)・6日(金)
学力検査等 2月16日(月)
合格発表 2月27日(金)

【日本語での問い合わせ】

県高校教育企画課 TEL: 045-210-8084

●何谓县内外国人等特別招收

这是外籍学生或刚刚取得日本国籍者参加公立高中应试之际，可以按照与日本人应试者不同的定员应试的制度。

●报名资格：符合下列①、②、③所有条件者

- ① 2015年4月1日时满15岁以上者
- ② 与监护人一同在县内居住(定时制仅本人居住或工作单位在县内亦可)、2015年3月31日为止初中毕业或预定毕业生
- ③ 外籍者(包括作为难民被认定者)或取得日本国籍3年以内者、两者入国后的在留期间至2015年2月1日通算3年以内者
※ 海外初中(学校教育9年课程)毕业生，需要经县教育局委员会就报名资格予以认可。
※ 2014年12月5日(星期五)的报名者说明会上，将分发必要的资料文件，就具体内容进行说明。请尽可能参加。
保土ヶ谷公会堂(星川站北口步行3分钟)14时～
有口译(汉语、他加禄语、西班牙语等 受理咨询)

●考核内容：外语(英语)、国语(日语)、数学3教科与面试
※ 学力考核的考试题附有注音假名(汉字的平假名)。

●招收校：

【全日制】县立：鹤见综合、神奈川综合、平塚湘风、相模原青陵、桥本、有马、座间综合、爱川
横浜市立：横浜商业

【定時制】县立：相模向阳馆(上午班、下午班)

※ 这些高中就学习日语的授课与根据个人情况，个别对应授课等采取支援措施。

- 日程：报名期间 2015年1月28日(星期三)、29日(星期四)、30日(星期五)
报名变更期间 2月4日(星期三)、5日(星期四)、6日(星期五)
学力考核等 2月16日(星期一)
合格发表 2月27日(星期五)

【日语问讯处】

县高中教育企划课 电话：045-210-8084

神奈川県最低賃金のお知らせ 神奈川県最低賃金の通知

2014年10月1日から神奈川県最低賃金は、時間額887円（19円引き上げ）となりました。

この最低賃金は、県内で働く常用・臨時・アルバイトなどすべての労働者に適用されます。使用者はこの金額以上の賃金を支払わなければなりません。

【日本語での問い合わせ】

神奈川県労働局賃金課 TEL: 045-211-7354
県労政福祉課 TEL: 045-210-5739

从2014年10月1日开始，神奈川県最低工资为每小时887日元（提高19日元）。

该最低工资适用于县内专职、临时雇用、临时工等所有劳动者。用工者必须支付该金额以上的工资。

【日语问讯处】

神奈川県労働局賃金課 電話：045-211-7354
県労政福祉課 電話：045-210-5739

国民健康保険・後期高齢者医療制度についてのお知らせ 关于国民健康保険・后期高齢者医疗制度的通知

国民健康保険・後期高齢者医療制度は、病気やけがをしたときに、病院などで支払う治療費や薬代が、1～3割（残りの7～9割は保険から支払われます。）になる制度です。対象となる外国人の方は、お住まいの市区町村の窓口で加入の届出をする必要があります。

国民健康保険・后期高齢者医疗制度是在患病与受伤时，在医院等可以仅支付治疗费与药费的1成～3成（剩下的7～9成由保险支付）的制度。成为对象的外国人，必须在居住的市区町村窗口办理加入的手续。

- 対象となる外国人：国民健康保険は、原則3ヶ月を超えて日本に滞在する人（住民票が作成される人）で、働いていないか、働いているところの健康保険に加入できない、75歳未満の方。後期高齢者医療制度は、同じく住民票が作成される人で、75歳以上の方、及び65歳以上74歳以下で一定の障害があることについて後期高齢者医療広域連合から認定を受けた方。
※ただし、日本に来たときの「在留期間」が3ヶ月以下で「住民票」がないけれど、3ヶ月より長く日本に滞在することの証明を、会社や学校からもらうことができる人も対象になります。
※生活保護を受給されている方や、治療のために日本に来た人は対象にはなりません。

- 成为对象的外国人：国民健康保険原则上为在日本逗留3个月以上者（作成住民票者）加入，没有工作或在工作单位不能加入健康保险的不满75岁者。

后期高齢者医疗制度同样是作成住民票者，满75岁以上及满65岁以上74岁以下有一定残疾者，并得到后期高齢者医疗广域联合认定者。

※但是，虽然在日本“在留期间”3个月以下没有“住民票”，但可以从公司与学校获得在日本在留3个月以上的证明者，也可成为对象。

※接受生活保护者与为了治疗来到日本者不能成为对象。

- 保険料（税）の金額、支払い方法：加入者は保険料（税）を支払う必要があります。詳しくはお住まいの市区町村に確認してください。
なお、加入の届出が遅れた場合、加入資格が発生した日にかのぼって保険料（税）を支払う必要がありますので、注意してください。
保険料（税）は必ず期限までに支払いましょう。

- 保険費（税）の金額、支払方法：加入者需要支付保险费（税）。具体请向居住的市区町村进行确认。

另外，如加入迟缓时，需要从形成加入资格之日起追溯支付保险费（税），请予以注意。

请务必按时支付保险费（税）。

【日本語での問い合わせ】

お住まいの市区町村の国民健康保険・後期高齢者医療制度を担当する窓口
神奈川県後期高齢者医療広域連合 TEL: 045-440-6700
県医療保険課 TEL: 045-210-4881

【日语问讯处】

居住的市区町村国民健康保険・后期高齢者医疗制度担当窗口
神奈川県后期高齢者医疗广域联合 電話：045-440-6700
县医疗保险課 電話：045-210-4881

* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。
中国語：045-896-2895 木、第1・3火曜日 9時～12時、13時～16時

【日语以外の问讯处】 县外籍县民咨询窗口
汉语：045-896-2895 星期四、第1、3星期二 9时～12时、13时～16时

外国人登録証明書からの切り替えはお済みですか？ 外国人登記証明書更新了吗？

●中長期在留者の方

次の日までに外国人登録証明書から在留カードに切り替えて下さい。

●中長期在留者

请在下列日期前办理外国人登记证明书更换在留卡的手续。

在留資格	年齢 (于 2012 年 7 月 9 日时)	更新期限
永住者	満 16 歳以上	2015 年 7 月 8 日为止
	15 歳为止	2015 年 7 月 8 日或 16 歳生日两者中较早之日为止
特定活动（限于因特定研究活动等拥有“5 年”在留期间者）	満 16 歳以上	在留期满日或 2015 年 7 月 8 日两者中较早之日为止
	15 歳为止	在留期满日、2015 年 7 月 8 日或 16 歳生日三者中较早之日为止
与上述资格以外	満 16 歳以上	在留期满日
	15 歳为止	在留期满日或 16 歳生日两者中较早之日为止

【日本語での問い合わせ】

外国人在留総合インフォメーションセンター（平日 8:30～17:15）

TEL：0570-013904

IP 電話・PHS・海外から TEL：03-5796-7112

【日语问讯处】

外国人在留综合信息中心（平日 8:30～17:15）

电话：0570-013904

以 IP 电话、PHS、海外拨打 电话：03-5796-7112

●特別永住者の方

※次に書いてある年齢はすべて 2012 年 7 月 9 日時点のもの
次の日までに外国人登録証明書から特別永住者証明書に切り替えて下さい。

○ 16 歳以上の人で、外国人登録証明書の次回確認（切替）申請期間が 2015 年 7 月 8 日までに到来する人

→ 2015 年 7 月 8 日まで

○ 16 歳以上の人で、外国人登録証明書の次回確認（切替）申請期間が 2015 年 7 月 8 日以降に到来する人

→ 外国人登録証明書の次回確認（切替）申請期間に書いてある日付まで

○ 15 歳までの人は、16 歳の誕生日まで

●特別永住者

※ 下列年齢均按 2012 年 7 月 9 日时点为条件

请在下列日期前，办理外国人登记证明书更换特别永住者证明书的手续。

○ 16 歳以上者，外国人登记证明书的下次确认（更换）申请期间到 2015 年 7 月 8 日为止者

→ 2015 年 7 月 8 日为止

○ 16 歳以上者，外国人登记证明书的下次确认（更换）申请期间到 2015 年 7 月 8 日以后者

→ 外国人登记证明书的下次确认（更换）申请期间的日期为止

○ 15 歳为止者，到 16 歳生日为止

【日本語での問い合わせ】 お住まいの市区町村

【日语问讯处】 居住的市区町村

多言語生活情報アプリ（無料）のご案内 多语种生活信息应用文件（免费）介绍

一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR/クレア）では、13 言語で掲載した iOS/Android アプリ「多言語生活情報 Japan Life Guide」を無料で提供しています。生活情報や、緊急地震速報など災害時に役立つ情報が見られます。下記アドレスからアクセスするか、AppStore、GooglePlay で「多言語生活情報」または「Japan Life Guide」と検索してください。

一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）免费提供以 13 种文字刊载的 iOS/Android 应用文件“多语种生活信息 Japan Life Guide”。内容有生活信息与紧急地震速报等灾害时的常用信息。可以从下列网址进入，也可利用 AppStore、GooglePlay 就“多语种生活信息”或“Japan Life Guide”进行检索。

●クレア多言語生活情報 <http://www.clair.or.jp/tagengo/>

●CLAIR 多语种生活信息 <http://www.clair.or.jp/tagengo/>

【日本語での問い合わせ】 TEL：03-5213-1725

【日语问讯处】 电话：03-5213-1725

* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。
中国語：045-896-2895 木、第 1・3 火曜日 9 時～12 時、13 時～16 時

【日语以外の问讯处】 县外籍县民咨询窗口
汉语：045-896-2895 星期四、第 1、3 星期二 9 时～12 时、13 时～16 时

はいぐうしゃ ぼうりよくひ がいしゃ むりょうそうだんまどぐち
配偶者やパートナーなどからの暴力被害者のための無料相談窓口
面向受到配偶与同伴等暴力伤害者的免费咨询窗口

- **対応言語**：英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語
- **相談日時**：月～土曜日 10時～17時
- **電話番号**：050-1501-2803 (県配偶者暴力相談支援センター)
- **料金**：無料
 秘密は固く守ります。女性の相談員が対応します。

- **対応语言**：英语、汉语、韩国・朝鲜语、西班牙语、葡萄牙语、他加禄语、泰语
- **咨询时间**：星期一～星期六 10时～17时
- **电话**：050-1501-2803 (县配偶暴力咨询支援中心)
- **费用**：免费
 严守秘密。有女性咨询员予以对应。

【日本語での問い合わせ】

県配偶者暴力相談支援センター (TEL：045-313-0745/045-313-0807)
 月～金曜日の9時～21時、祝日の金曜日は休み

【日语问讯处】

县配偶暴力咨询支援中心 (电话：045-313-0745/045-313-0807)
 星期一～星期五的9时～21时，节日的星期五休息

ほいくえん せいかつ やく た ことば
保育園での生活に役に立つよう9つの言葉でつくりました
 がいこく おや こ にゅうえん ほいくえん せいかつ も
外国につながる親子のための入園のしおり～保育園での生活や持ちものについて
编辑作成“保育園生活常用的9句话”
面向与外国相关父母子女の入园手册～保育園生活与携带物品

保護者が、保育園での過ごし方、必要なものについて、保育園から説明をしてもらうときに役に立つ資料です。

かながわ国際交流財団が9つの言葉で2014年に作りました。それぞれの保育園に合わせて、持ちものの名前、日にち、時間、回数を入れることができます。保育園に必要事項を教えてください。必要なものの写真を見ることもできます。

「かながわ・こみゆにてい・ねっとわーく・さいと」からダウンロードできます。

<http://www.kifjp.org/kcns/news/3714>

- **言葉**：英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ラオス語、カンボジア語、日本語
- **使い方**：日本語版を印刷して、外国語版と比べながら使ってください。

这是监护人就保育园的生活、必要的物品等，听取保育园说明时常用的资料。

2014年，神奈川国际交流财团编辑作成了“9句话”。可根据各个保育园的情况，填写携带物品名称、日期、时间、次数。请让保育园就必要事项进行说明。也可浏览必要物品的照片。

可以从“神奈川社区网络网站”进行下载。

<http://www.kifjp.org/kcns/news/3714>

- **语种**：英语、汉语、他加禄语、葡萄牙语、西班牙语、越南语、老挝语、柬埔寨语、日语
- **使用方法**：印刷日文版，请与外文版比较使用。

【日本語での問い合わせ】

公益財団法人かながわ国際交流財団 TEL：045-620-0011

【日语问讯处】

公益財団法人神奈川国际交流財団
 电话：045-620-0011

* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。
 中国語：045-896-2895 木、第1・3火曜日 9時～12時、13時～16時

【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口
 汉语：045-896-2895 星期四、第1、3星期二 9时～12时、13时～16时

次号(春号)は、2015年3月に発行予定です。

下一期(春季号)预定于2015年3月发行。

【編集・発行】 神奈川国際課 TEL：045-210-3748

【编辑・发行】 神奈川县国际课 电话：045-210-3748

* 県へのご意見・ご要望をお待ちしています。

* 对县里的意见与希望请与下列部门联系。

* 郵送：〒231-8588 県国際課あて * FAX：045-212-2753

* 郵寄：〒231-8588 神奈川县国际课 * 传真：045-212-2753